

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 8 日

月 曜 日

第 3603 号

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 1
- 土地改良区の定款変更の認可 2
- 新規土地改良事業施行の認可

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
- 土地改良区の役員の就退任 5
- 開発行為の工事完了 6

告 示

富山県告示第191号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成25年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
しんたにこどもクリニック	富山市長江新町2-2-38	精神通院医療		平成25年3月22日

富山県告示第192号

土地改良区の定款変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 4 月 1 日認可した。

平成25年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第193号

新規土地改良事業施行の認可について

城端土地改良区から申請のあった地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成25年 3 月 29 日認可した。

平成25年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 アピタ魚津店 魚津市住吉600番地
- 2 店舗を設置する者 ユニー株式会社
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 ほか19

(変更後) ユニー株式会社 ほか20

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時(年間165日は午前9時)及び午後9時

(変更後) 午前9時及び午後9時(年間30日は午後10時)

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで(年間30日は午後10時30分まで)

4 変更の日 平成25年4月1日 ほか

5 変更の理由 営業時間の柔軟な運用を求める声が寄せられているため

6 届出の日 平成25年3月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年4月8日から平成25年8月8日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 アピタ黒部店 黒部市前沢字北1017番地4 ほか 136
筆
- 2 店舗を設置する者 ユニー株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治
(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
(変更前) ユニー株式会社 ほか11
(変更後) ユニー株式会社 ほか6
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時(年間165日は午前9時)及び午後9時
(変更後) 午前9時及び午後9時(年間30日は午後10時)
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで(年間30日は午後10時30分まで)
- 4 変更の日 平成25年4月1日 ほか
- 5 変更の理由 営業時間の柔軟な運用を求める声が寄せられているため
- 6 届出の日 平成25年3月29日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成25年4月8日から平成25年8月8日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

土地改良区の役員の退任

魚津市土地改良区の役員であつた次の者が平成25年3月31日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	赤 坂 伊三吉	魚津市吉野 560番地
同	高 島 孝 成	同 三ヶ 380番地
同	道小島 茂 生	同 坪野 541番地
同	窪 田 勳	同 大海寺新 526番地
同	北 田 徳 安	同 印田 1563番地
同	小 林 昭 作	同 島尻 730番地
同	西 田 松 男	同 吉島 233番地
同	大 原 一 雄	同 北鬼江 2827番地
同	関 口 亘	同 天神野新 73番地
同	入 井 孝 博	同 小川寺 3023番地
同	富 田 一 雄	同 経田西町 1 番19号
同	谷 口 雅 廣	同 立石 76番地 5
監 事	早 崎 嘉 博	同 川原 80番地
同	大 澤 幸 一	同 大海寺新 203番地
同	杉 本 輝 雄	同 大沢 625番地

土地改良区の役員の就任

魚津市土地改良区の役員に次の者が平成25年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年4月8日

			富山県知事 石 井 隆 一	
職 名	氏 名		住 所	
理 事	吉 崎 源太郎		魚津市上野	127番地
同	高 島 孝 成		同 三ヶ	380番地
同	道小島 茂 生		同 坪野	541番地
同	石 崎 清 則		同 石垣	412番地
同	北 田 德 安		同 印田	1563番地
同	小 坂 幸 博		同 島尻	1707番地 2
同	山 田 寛		同 六郎丸	197番地
同	大 崎 隆		同 北鬼江	923番地
同	関 口 亘		同 天神野新	73番地
同	佐々木 昌 宏		同 長引野	311番地
同	川 口 哲 三		同 持光寺	106番地
同	谷 口 雅 廣		同 立石	76番地 5
監 事	寺 崎 繁		同 観音堂	321番地
同	木 下 眞		同 友道	1480番地
同	平 田 守		同 平伝寺	607番地

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市川西636番1の一部、636番2の一部、637番1の一部、638番1の一部、639番1の一部、640番1の一部及び923番の一部（第1工区）			南砺市福野 100番地	コマツNTC株式会社

